

中標津町総合戦略策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 本町の人口の現状と将来の展望を提示する人口ビジョン並びに今後5箇年の目標、施策の基本的方向及び具体的施策をまとめた中標津町総合戦略を策定するに当たり、町長の諮問に応じて必要な事項を調査審議し、その結果を町長に答申するため、中標津町総合戦略策定委員会（以下「策定委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 策定委員会が所掌する事務は、次のとおりとする。

- (1) 中標津町人口ビジョンの策定に関する事項
- (2) 中標津町総合戦略の策定に関する事項
- (3) その他町長が必要と認める事項

(組織)

第3条 策定委員会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

- (1) 中標津町総合発展計画審議会委員
- (2) 前号に掲げる者のほか、町長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、1年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 策定委員会に、会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、策定委員会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 策定委員会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもってこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 議長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 策定委員会の庶務は、総務部企画課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、策定委員会の運営に関し必要な事項は、会長が策定委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行後、最初に委嘱された委員の任期は、第4条の規定にかかわらず、平成28年3月31日までとする。

(招集の特例)

3 最初の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、町長が招集する。